

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868

C

C



四月二十八日閣議における新条約に関する
外務大臣説明案

(閣議では行けり)

三 四 四 三 米保長

一 新条約に盛り込まれるべき内容に付ては在京米大使との間に詳細意見の交換を進めて来たが、話し合は逐次具体化して条文化の段階に入つて来た。今の処、前文以下十ヶ条乃至十一ヶ条位の形に纏めるとを考へてゐるが、その概要は以下述べらる如くである。

二 前文においては、(一)兩國が政治的・経済的・各分野に亘り友好関係の緊密化を希望すること、(二)国連憲章の精神を尊重し国際平和の維持を旨とすること、(三)日本の安全を完りすることとを希望すること共に極東の平和と安全に共通の関心を有すること、等の諸点を謳

極秘

つて新条約締結の決意を明らかにする。

三 本文冒頭の条項には、国連憲章の尊重、国際紛争の平和的解決、国連との協力等に関する条文、並びに政治、経済の分野における協力関係を謳ふ条文を置く。

四 米國が相手國に対する援助義務を拘束する条約には自助及び相互援助の精神を謳ふ所謂「サンフランシスコ」決議を体した条文を置くことが堅い原則となつてあり、米上院が固執する既成の字句が固つてゐる。他方此の点ばかりが國憲法との関係で慎重なるを要するので、米大使とも種々話し合つた結果、次の如き字句を考へてゐる。(括弧内は米國の既成用語を示す。)

「締約國は、個別的に及び相互に協力して、(一)単独に及び共同し

（一）継続的且効果的を自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する者れぞれの能力（個別的及び集団的能力）を維持し且発展させる。

（二）協定事項として次の如き表現を考へてある。

「何れか一方の締約国の要請により、再締約国は、この条約の実施に關して協議し、又日本国の安全又は極東に於ける国際の平和と安全に對する脅威が生じたときは、之を協議する。」
又日本国の安全に對する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論所謂間接侵略も當然脅威に他ならぬから、間接侵略に就ても協議の對象となる。

（三）米国の援助義務に關する規定は条約の最も重要な規定であり、

又わが方からしても条約地域を決め方の問題として重視する所である。此の条項は、

「各締約国は、日本国の施政の下にある地域に於けるいづれか一方の締約国に對する武力攻撃が自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の手續に従つて共通の危険に對処するよりに行動するとを宣言する。」

と云ふ表現を考へてある。

米國が援助義務を引受ける場合は相互援助の原則に立つことになつてゐるから、条約地域を日本の施政下にある地域と局限することには極めてむづかしい問題であるが、日本の憲法問題や國民感情等に付米大使とも懇談した結果、米政府の最終的態度は分る。

わが、米大使としては前記の様な案で強の具申しようと言つてゐる。右の案によれば、沖縄小笠原は施設権回復と共に自動的に条約地域に組み入れられることとなるが、右の同地域の潜在主権は別途書簡の何かの形で確認を取付たいと思つてゐる。

「共通の危険と認めれば法手続に従つてこれに対処するより行動する」と云ふ表現は、米國が援助義務を引受ける最も強い表現である。

米軍の駐留に関する規定は次の如き形を考へてゐる。

「日本國の安全に寄与するため、並びに極東における國際の平和及び安全の維持につき何締約國が有する共通の関心を考慮して、アメリカ合衆國は、その陸軍、空軍及び海軍による日本

國內の施設及び区域の使用を許与される。」

核兵器問題及び在日施設の使用の問題に就ては、

「合衆國軍隊の日本國における配備の重要を變更（同軍隊の裝備の重要な變更を含む）、並びに日本防衛のため以外の作戦行動の基地としての施設及び区域の使用は、日本國政府との事前の協議によつて行われなければならない。」

この趣旨を交換公文によりはつきりさせたかと考へてゐる。

九、条約の期限は十年とし、十年を経過した後は一年の予告をもつて延長し得る形を考へてゐる。

一〇、以上は条約の主要なる内容である。なお憲法の問題に付ては、

「条約の何れの規定も憲法上の規定に反する義務を課するものと

解法として法と法上の趣旨の趣意を擇ぶべきを著す。

一 新案の法は法以上の趣意を著す。更に語意進め、逐次各
案文を圖解して行きてたす所存である。